

平成 30 年 12 月湖西市議会定例会

# 議 案 書



# 議案一覧表

(平成30年12月 湖西市議会定例会)

議案番号	件名
議案第106号	平成30年度湖西市一般会計補正予算(第3号)に係る専決処分の承認を求めることについて
議案第107号	湖西市高齢者福祉サービス施設条例を廃止する条例制定について
議案第108号	湖西市における旅館業を目的とする建築の規制に関する条例を廃止する条例制定について
議案第109号	湖西市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第110号	湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第111号	湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第112号	湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第113号	平成30年度湖西市一般会計補正予算(第4号)
議案第114号	平成30年度湖西市公共下水道事業会計補正予算(第3号)
議案第115号	平成30年度湖西市水道事業会計補正予算(第2号)
議案第116号	平成30年度湖西市病院事業会計補正予算(第1号)

日程第 1

会議録署名議員の指名

1 番 福 永 桂 子

2 番 菅 沼 淳

平成 30 年 11 月 22 日

湖西市議会議長 二 橋 益 良

## 日程第 2

### 会期の決定

今期定例会の会期は、本日から 12 月 7 日までの 16 日間とする。

平成 30 年 11 月 22 日

湖西市議会議長 二 橋 益 良

## 議案第 106 号

### 平成 30 年度湖西市一般会計補正予算（第 3 号）に係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 30 年 11 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

## 専決第 13 号

### 平成 30 年度湖西市一般会計補正予算（第 3 号）

平成 30 年度湖西市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 17,936 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20,434,852 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 10 月 31 日専決

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	市税	10,988,883	17,936	11,006,819
	2 固定資産税	5,620,745	17,936	5,638,681
	歳 入 合 計	20,416,916	17,936	20,434,852

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	教育費	2,053,015	17,936	2,070,951
	3 中学校費	240,232	3,840	244,072
	7 保健体育費	274,504	14,096	288,600
	歳 出 合 計	20,416,916	17,936	20,434,852

## 議案第 107 号

### 湖西市高齢者福祉サービス施設条例を廃止する条例 制定について

湖西市高齢者福祉サービス施設条例（平成 18 年湖西市条例第 31 号）を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 11 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市高齢者福祉サービス施設条例を廃止する条例

湖西市高齢者福祉サービス施設条例（平成 18 年湖西市条例第 31 号）は、廃止する。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 3 月 30 日から施行する。  
（湖西市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正）
- 2 湖西市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 17 号を削り、第 18 号を第 17 号とし、第 19 号から第 37 号までを 1 号ずつ繰り上げる。



議案第 108 号

湖西市における旅館業を目的とする建築の規制に関する条例を廃止する条例制定について

湖西市における旅館業を目的とする建築の規制に関する条例（昭和 56 年湖西市条例第 29 号）を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 11 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市における旅館業を目的とする建築の規制に関する条例を廃止する条例

湖西市における旅館業を目的とする建築の規制に関する条例（昭和 56 年湖西市条例第 29 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 109 号

### 湖西市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を 改正する条例制定について

湖西市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成 22 年湖西市条例第 2 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 11 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

## 湖西市条例第 号

### 湖西市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を 改正する条例

湖西市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成 22 年湖西市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「第 104 条第 4 項第 2 号」を「第 104 条第 7 項第 2 号」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の湖西市職員の自己啓発等休業に関する条例第 4 条第 2 号に規定する課程には、学校教育法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 41 号）による改正前の学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下この項において「旧学校教育法」という。）第 104 条第 4 項第 2 号の規定により旧学校教育法第 83 条に規定する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第 91 条に規定する専攻科及び旧学校教育法第 97 条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

議案第 110 号

湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
制定について

湖西市職員の給与に関する条例（昭和 34 年湖西市条例第 14 号）の一部を改正する  
条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 11 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 湖西市職員の給与に関する条例（昭和 34 年湖西市条例第 14 号）の一部を次  
のように改正する。

第 21 条第 2 項第 1 号中「100 分の 90」を「100 分の 95」に改め、同項第 2 号中  
「100 分の 42.5」を「100 分の 47.5」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

## 別表第1（第3条関係）

## 行政職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300

29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	445,300	

63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	445,600	
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	445,900	
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	446,200	
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	446,600	
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	446,900	
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	447,200	
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	447,500	
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	447,900	
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	448,200	
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	448,500	
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	448,800	
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	449,200	
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	449,500	
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	449,800	
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	450,100	
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	450,500	
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	450,800	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	451,100	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	451,400	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600		393,300			
95		295,200	343,100		393,600			
96		295,600	343,500		393,800			

97		295,800	343,700		394,000				
98		296,100	344,100		394,300				
99		296,500	344,500		394,600				
100		296,900	344,800		394,800				
101		297,100	345,100		395,000				
102		297,400	345,500		395,300				
103		297,800	345,900		395,600				
104		298,100	346,300		395,800				
105		298,300	346,800		396,000				
106		298,600	347,200		396,300				
107		299,000	347,600		396,600				
108		299,300	348,000		396,800				
109		299,500	348,500		397,000				
110		299,900	348,900						
111		300,300	349,200						
112		300,600	349,500						
113		300,800	350,000						
114		301,000							
115		301,300							
116		301,700							
117		301,900							
118		302,100							
119		302,400							
120		302,700							
121		303,100							
122		303,300							
123		303,600							
124		303,900							
125		304,200							
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条の2に規定する職員を除く。

## 別表第2（第3条関係）

## 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	1	163,000	190,500	238,500	261,100	285,900	330,100
	2	164,400	192,600	240,300	262,100	287,700	332,200
	3	165,900	194,700	242,100	263,000	289,500	334,200
	4	167,300	196,700	243,900	264,100	291,400	336,400
	5	168,800	198,800	245,300	264,700	293,100	338,400
	6	170,300	201,100	246,600	265,700	294,900	340,500
	7	171,800	203,400	247,700	266,500	296,800	342,600
	8	173,300	205,700	249,000	267,500	298,600	344,700
	9	174,600	208,100	250,000	268,600	300,500	346,200
	10	176,300	209,500	251,100	269,400	302,400	348,200
	11	177,900	210,900	252,000	270,500	304,200	350,100
	12	179,400	212,100	252,900	271,700	306,100	352,100
	13	180,900	213,500	254,100	273,000	307,600	354,000
	14	182,900	214,900	255,200	274,200	309,200	356,100
	15	184,900	216,400	256,000	275,400	311,000	358,200
	16	186,900	217,600	257,000	276,800	312,800	360,200
	17	189,100	219,000	257,600	278,100	314,500	362,200
	18	191,200	220,500	258,500	279,500	316,100	364,200
	19	193,300	222,000	259,500	280,700	317,800	366,300
	20	195,400	223,500	260,400	282,000	319,500	368,400
	21	197,500	224,700	261,300	283,600	320,900	370,100
	22	199,700	226,400	262,300	285,200	322,400	372,200
	23	201,900	228,100	263,200	286,700	323,900	374,300
	24	204,100	229,800	264,200	288,100	325,400	376,300
	25	206,100	231,100	265,400	289,400	326,800	378,300
	26	207,400	232,800	266,500	291,200	328,200	379,900
	27	208,600	234,500	267,700	293,000	329,700	381,800
	28	209,900	236,200	268,900	294,700	331,300	383,700
	29	211,100	237,800	270,100	296,000	332,400	385,500



30	212, 200	239, 200	271, 600	297, 600	333, 900	387, 200
31	213, 500	240, 500	273, 200	299, 200	335, 300	389, 100
32	214, 700	241, 600	274, 600	300, 900	336, 800	390, 900
33	216, 000	242, 800	276, 200	302, 300	338, 400	392, 600
34	217, 300	243, 900	277, 700	303, 800	339, 900	394, 300
35	218, 600	244, 800	279, 000	305, 400	341, 500	396, 100
36	219, 900	245, 900	280, 300	307, 000	343, 000	397, 800
37	221, 100	246, 800	281, 900	308, 300	344, 700	399, 400
38	222, 500	247, 900	283, 300	309, 700	346, 300	401, 100
39	223, 800	248, 800	284, 800	311, 100	347, 800	402, 900
40	225, 200	249, 900	286, 200	312, 700	349, 400	404, 700
41	226, 100	250, 400	287, 500	314, 200	350, 600	406, 200
42	227, 500	251, 300	289, 000	315, 600	352, 100	407, 700
43	228, 900	252, 200	290, 500	317, 000	353, 600	409, 200
44	230, 300	253, 100	292, 100	318, 500	355, 000	410, 500
45	231, 500	253, 900	293, 400	319, 300	356, 600	411, 600
46	232, 900	254, 900	294, 800	320, 700	357, 600	412, 700
47	234, 200	255, 800	296, 300	322, 100	359, 100	413, 800
48	235, 500	256, 800	297, 800	323, 600	360, 400	415, 000
49	236, 500	257, 800	298, 900	324, 700	361, 800	416, 300
50	237, 600	258, 900	300, 200	326, 100	363, 200	417, 400
51	238, 600	260, 100	301, 400	327, 400	364, 500	418, 600
52	239, 700	261, 300	302, 800	328, 700	365, 900	419, 700
53	240, 600	262, 400	304, 200	330, 100	367, 400	420, 900
54	241, 700	263, 900	305, 500	331, 500	368, 600	421, 900
55	242, 700	265, 300	306, 900	332, 900	369, 700	423, 000
56	243, 700	266, 700	308, 300	334, 200	370, 900	424, 100
57	244, 400	268, 200	309, 100	335, 100	372, 000	425, 200
58	245, 400	269, 800	310, 300	336, 400	372, 900	425, 700
59	246, 100	271, 300	311, 500	337, 600	373, 900	426, 300
60	247, 100	272, 800	312, 900	338, 900	374, 900	426, 700
61	248, 000	274, 200	314, 000	340, 000	375, 500	427, 300
62	249, 000	275, 700	315, 300	340, 900	376, 300	427, 800
63	249, 800	277, 200	316, 600	342, 100	377, 100	428, 200

64	250, 800	278, 500	317, 800	343, 400	377, 900	428, 700
65	251, 700	279, 900	319, 100	344, 500	378, 600	429, 300
66	252, 600	281, 400	320, 400	345, 700	379, 300	429, 700
67	253, 700	282, 900	321, 700	346, 900	380, 100	430, 000
68	254, 600	284, 400	323, 000	348, 000	380, 800	430, 300
69	255, 400	285, 500	323, 700	349, 000	381, 400	430, 700
70	256, 500	287, 000	324, 800	350, 000	382, 000	
71	257, 600	288, 500	325, 900	351, 100	382, 700	
72	258, 700	289, 900	326, 800	352, 200	383, 300	
73	260, 100	290, 900	328, 100	353, 000	384, 000	
74	261, 400	292, 300	328, 800	354, 100	384, 500	
75	262, 700	293, 500	329, 900	355, 200	385, 100	
76	263, 900	294, 800	331, 100	356, 300	385, 600	
77	264, 900	296, 200	332, 200	357, 000	386, 000	
78	266, 000	297, 500	333, 400	357, 800	386, 600	
79	267, 300	298, 700	334, 500	358, 600	387, 100	
80	268, 500	300, 000	335, 700	359, 300	387, 400	
81	269, 400	300, 500	336, 800	359, 900	387, 700	
82	270, 400	301, 700	337, 900	360, 400	388, 200	
83	271, 500	302, 800	338, 900	361, 000	388, 600	
84	272, 600	304, 000	340, 000	361, 500	388, 900	
85	273, 400	305, 100	340, 900	362, 100	389, 200	
86	274, 300	306, 300	341, 900	362, 600	389, 700	
87	275, 400	307, 500	342, 800	363, 200	390, 200	
88	276, 500	308, 600	343, 800	363, 700	390, 600	
89	277, 300	309, 900	344, 800	364, 100	390, 900	
90	278, 200	311, 100	345, 600	364, 500	391, 300	
91	279, 000	312, 300	346, 400	365, 100	391, 800	
92	280, 000	313, 500	347, 200	365, 600	392, 200	
93	280, 900	314, 300	347, 800	365, 900	392, 600	
94	281, 900	315, 000	348, 400	366, 400		
95	282, 800	315, 700	349, 100	366, 800		
96	283, 800	316, 300	349, 700	367, 100		
97	284, 400	317, 000	350, 100	367, 700		

98	285, 200	317, 300	350, 500	368, 200		
99	285, 800	317, 900	351, 000	368, 700		
100	286, 700	318, 600	351, 400	369, 200		
101	287, 500	319, 000	351, 900	369, 800		
102	288, 300	319, 600	352, 300	370, 300		
103	289, 100	320, 200	352, 800	370, 800		
104	289, 900	320, 800	353, 200	371, 200		
105	290, 600	321, 200	353, 500	371, 800		
106	291, 100	321, 700	354, 000	372, 300		
107	291, 600	322, 200	354, 400	372, 800		
108	292, 100	322, 700	354, 700	373, 300		
109	292, 300	323, 100	355, 200	373, 900		
110	292, 600	323, 500	355, 700	374, 300		
111	292, 800	323, 800	356, 200	374, 800		
112	293, 200	324, 100	356, 700	375, 300		
113	293, 500	324, 500	357, 200	375, 900		
114	293, 700	324, 900	357, 700			
115	294, 100	325, 300	358, 200			
116	294, 400	325, 600	358, 600			
117	294, 700	325, 800	359, 000			
118	295, 000	326, 100	359, 400			
119	295, 300	326, 500	359, 900			
120	295, 700	326, 700	360, 400			
121	296, 000	326, 900	360, 800			
122	296, 400	327, 200	361, 300			
123	296, 700	327, 500	361, 800			
124	297, 100	327, 800	362, 300			
125	297, 300	328, 000	362, 600			
126	297, 500	328, 300				
127	297, 800	328, 700				
128	298, 200	328, 900				
129	298, 400	329, 100				
130	298, 700	329, 300				
131	299, 100	329, 700				

132	299, 500	329, 900				
133	299, 700	330, 200				
134	300, 000	330, 600				
135	300, 400	331, 000				
136	300, 700	331, 400				
137	300, 900	331, 700				
138	301, 200	332, 100				
139	301, 600	332, 500				
140	301, 900	332, 900				
141	302, 100	333, 200				
142	302, 500	333, 600				
143	302, 900	333, 900				
144	303, 200	334, 300				
145	303, 400	334, 600				
146	303, 600	335, 000				
147	303, 900	335, 400				
148	304, 300	335, 800				
149	304, 500	336, 100				
150	304, 700	336, 500				
151	305, 000	336, 900				
152	305, 300	337, 300				
153	305, 700	337, 600				
154	305, 900					
155	306, 100					
156	306, 400					
157	306, 700					
158	307, 000					
159	307, 300					
160	307, 600					
161	308, 000					
162	308, 300					
163	308, 600					
164	308, 900					
165	309, 300					

	166	309,600					
	167	309,900					
	168	310,200					
	169	310,600					
再任用 職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、訪問看護ステーションに勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

第2条 湖西市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の130」に、「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」を「100分の72.5」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の95」を「100分の92.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

#### 附 則

- この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。
- 第1条の規定（湖西市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第21条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は平成30年4月1日から、第1条の規定（給与条例第21条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は平成30年12月1日から適用する。
- 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 111 号

湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例（昭和 43 年湖西市条例第 2 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 11 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例（昭和 43 年湖西市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「100 分の 227.5」を「100 分の 232.5」に改める。

第 2 条 湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条ただし書を次のように改める。

ただし、期末手当の支給の率は、100 分の 222.5 とする。

附 則

1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 31 年 4 月 1 日から

施行する。

- 2 第 1 条の規定による改正後の湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 30 年 12 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

## 議案第 112 号

### 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 40 年湖西市条例第 7 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 11 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 40 年湖西市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 172.5」を「100 分の 177.5」に改める。

第 2 条 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「6 月に支給する場合においては 100 分の 157.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 177.5」を「100 分の 167.5」に改める。

#### 附 則

1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 31 年 4 月 1 日から



施行する。

- 2 第 1 条の規定による改正後の湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 30 年 12 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

## 平成 30 年度湖西市一般会計補正予算（第 4 号）

平成 30 年度湖西市一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,265,499 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21,700,351 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

（繰越明許費）

第 4 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 4 表 繰越明許費」による。

平成 30 年 11 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	市税	11,006,819	185,252	11,192,071
	2 固定資産税	5,638,681	185,252	5,823,933
13	使用料及び手数料	537,961	1,120	539,081
	1 使用料	407,379	1,120	408,499
14	国庫支出金	2,224,862	159,889	2,384,751
	2 国庫補助金	515,323	159,889	675,212
15	県支出金	1,162,063	1,828	1,163,891
	2 県補助金	327,041	1,828	328,869
18	繰入金	1,300,172	116,000	1,416,172
	1 基金繰入金	1,239,095	116,000	1,355,095
20	諸収入	331,660	3,910	335,570
	6 雑入	179,223	3,910	183,133
21	市債	677,100	797,500	1,474,600
	1 市債	677,100	797,500	1,474,600
	歳 入 合 計	20,434,852	1,265,499	21,700,351

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	180,506	801	181,307
	1 議会費	180,506	801	181,307
2	総務費	2,116,709	45,615	2,162,324
	1 総務管理費	1,659,372	44,681	1,704,053
	2 徴税費	291,021	1,529	292,550
	3 戸籍住民基本台帳費	107,910	△890	107,020
	4 選挙費	20,992	190	21,182
	5 統計調査費	13,878	30	13,908
	6 監査委員費	23,536	75	23,611
3	民生費	6,063,987	19,556	6,083,543
	1 社会福祉費	3,046,931	13,513	3,060,444
	2 児童福祉費	2,691,496	2,120	2,693,616
	3 生活保護費	325,219	3,923	329,142
4	衛生費	3,236,438	39,330	3,275,768
	1 保健衛生費	629,573	5,482	635,055
	2 清掃費	1,441,383	32,603	1,473,986
	3 環境対策費	28,706	1,245	29,951
5	労働費	169,528	38,696	208,224
	1 労働諸費	169,528	38,696	208,224
6	農林水産業費	234,334	857	235,191
	1 農業費	225,138	857	225,995
7	商工費	989,004	2,397	991,401
	1 商工費	989,004	2,397	991,401
8	土木費	2,529,104	106,123	2,635,227
	1 土木管理費	97,037	835	97,872
	2 道路橋梁費	941,234	95,516	1,036,750

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 河川費	千円 43,065	千円 31	千円 43,096
	4 都市計画費	1,299,214	8,682	1,307,896
	5 住宅費	130,010	1,059	131,069
9	消防費	1,176,891	8,109	1,185,000
	1 消防費	1,176,891	8,109	1,185,000
10	教育費	2,070,951	994,015	3,064,966
	1 教育総務費	480,504	205	480,709
	2 小学校費	209,181	491,882	701,063
	3 中学校費	244,072	277,166	521,238
	4 幼稚園費	533,965	156,867	690,832
	6 社会教育費	314,629	67,748	382,377
	7 保健体育費	288,600	147	288,747
13	予備費	50,000	10,000	60,000
	1 予備費	50,000	10,000	60,000
歳 出 合 計		20,434,852	1,265,499	21,700,351

第2表 債務負担行為補正

追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
浜名湖西岸土地区画整理事業に係る河川付替事業	平成30年度～平成31年度	550,000

第3表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の 目的	変 更 前			変 更 後			償還の 方法
	限 度 額	起債の 方法	利 率	限 度 額	起債の 方法	利 率	
旧勤労青少年ホーム解体事業	61,000	証 書 借入等	5.0%以 内(た だし、 利率 見直 し方 式で 借り 入れ る政 府資 金及 び地 方公 共団 体金 融機 構資 金に つい て、 利率 の見 直し を行 った 後 にお いて は当 該見 直し 後の 利率)	95,800	証 書 借入等	5.0%以 内(た だし、 利率 見直 し方 式で 借り 入れ る政 府資 金及 び地 方公 共団 体金 融機 構資 金に つい て、 利率 の見 直し を行 った 後 にお いて は当 該見 直し 後の 利率)	借入先の 融資条件 による。 ただし、 市財政の 都合によ り償還期 限を短縮 し、若し くは繰上 償還又は 低利に借 り換える ことがで きる。
道路整備事業	304,300			364,600			
小学校空調設備整備事業	0			348,800			
中学校空調設備整備事業	0			194,500			
幼稚園空調設備整備事業	0			108,900			
中央図書館改修事業	0			50,200			

第4表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
5 労働費	1 労働諸費	旧勤労青少年ホーム解体事業	90,736
8 土木費	2 道路橋梁費	(都)大倉戸茶屋松線整備事業	200,000
10 教育費	2 小学校費	小学校空調設備整備事業	491,700
	3 中学校費	中学校空調設備整備事業	277,200
	4 幼稚園費	幼稚園空調設備整備事業	151,800
	6 社会教育費	中央図書館外壁等改修事業	66,997
合 計			1,278,433

議案第 114 号

平成 30 年度湖西市公共下水道事業会計補正予算  
(第 3 号)

(総則)

第 1 条 平成 30 年度湖西市公共下水道事業会計補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第 2 条 平成 30 年度湖西市公共下水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第 1 款 下水道事業収益	1,421,778 千円	1,533 千円	1,423,311 千円
第 2 項 営業外収益	1,089,664 千円	1,533 千円	1,091,197 千円
	支 出		
第 1 款 下水道事業費用	1,402,524 千円	1,533 千円	1,404,057 千円
第 1 項 営業費用	1,202,209 千円	1,533 千円	1,203,742 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第 1 款 資本的収入	673,648 千円	854 千円	674,502 千円
第 5 項 他会計補助金	29,554 千円	854 千円	30,408 千円
	支 出		
第 1 款 資本的支出	1,019,265 千円	854 千円	1,020,119 千円
第 1 項 建設改良費	445,325 千円	854 千円	446,179 千円



(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	79,521 千円	2,387 千円	81,908 千円

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第9条中「671,414千円」を「673,801千円」に改める。

平成30年11月22日提出

湖西市長 影山剛士

## 平成 30 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 平成 30 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 平成 30 年度湖西市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 水道事業費用	1,096,352 千円	△766 千円	1,095,586 千円
第 1 項 営業費用	1,034,513 千円	△766 千円	1,033,747 千円

（資本的支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 481,405 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 482,613 千円」に、「建設改良積立金 158,252 千円」を「建設改良積立金 159,460 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 資本的支出	494,411 千円	1,208 千円	495,619 千円
第 1 項 建設改良費	349,536 千円	1,208 千円	350,744 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 4 条 予算第 6 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	110,687 千円	442 千円	111,129 千円

平成 30 年 11 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

## 議案第 116 号

### 平成 30 年度湖西市病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 平成 30 年度湖西市病院事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 平成 30 年度湖西市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 病院事業費用	3,771,792 千円	6,968 千円	3,778,760 千円
第 1 項 医業費用	3,660,026 千円	6,936 千円	3,666,962 千円
第 2 項 医業外費用	108,051 千円	32 千円	108,083 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 3 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	1,928,281 千円	6,968 千円	1,935,249 千円

平成 30 年 11 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士